

令和5年度決算に基づく健全化判断比率

市町村名	実質赤字 比率	〔早期健全化 基準〕	連結実質 赤字比率	〔早期健全化 基準〕	実質公債費 比率	将来負担 比率
大 阪 市	-	(11.25)	-	(16.25)	0.9	-
堺 市	-	(11.25)	-	(16.25)	5.4	-
岸 和 田 市	-	(11.35)	-	(16.35)	4.8	-
豊 中 市	-	(11.25)	-	(16.25)	2.2	-
池 田 市	-	(12.16)	-	(17.16)	2.0	-
吹 田 市	-	(11.25)	-	(16.25)	0.2	-
泉 大 津 市	-	(12.60)	-	(17.60)	8.9	9.5
高 槻 市	-	(11.25)	-	(16.25)	△ 2.2	-
貝 塚 市	-	(12.53)	-	(17.53)	5.0	16.7
守 口 市	-	(11.66)	-	(16.66)	5.5	2.5
枚 方 市	-	(11.25)	-	(16.25)	1.5	-
茨 木 市	-	(11.25)	-	(16.25)	△ 0.6	-
八 尾 市	-	(11.25)	-	(16.25)	3.1	-
泉 佐 野 市	-	(12.12)	-	(17.12)	7.6	8.7
富 田 林 市	-	(12.12)	-	(17.12)	△ 0.7	-
寝 屋 川 市	-	(11.25)	-	(16.25)	△ 1.4	-
河 内 長 野 市	-	(12.27)	-	(17.27)	2.2	-
松 原 市	-	(11.96)	-	(16.96)	2.4	-
大 東 市	-	(12.03)	-	(17.03)	4.1	-
和 泉 市	-	(11.52)	-	(16.52)	5.8	-
箕 面 市	-	(11.80)	-	(16.80)	2.1	-
柏 原 市	-	(12.70)	-	(17.70)	5.1	7.5
羽 曳 野 市	-	(12.11)	-	(17.11)	3.9	-
門 真 市	-	(11.87)	-	(16.87)	3.9	4.3
摂 津 市	-	(12.43)	-	(17.43)	△ 0.4	-
高 石 市	-	(12.83)	-	(17.83)	10.3	75.2
藤 井 寺 市	-	(12.78)	-	(17.78)	3.2	43.0
東 大 阪 市	-	(11.25)	-	(16.25)	5.9	-
泉 南 市	-	(12.84)	-	(17.84)	8.6	40.9
四 條 畷 市	-	(12.96)	-	(17.96)	3.5	-
交 野 市	-	(12.69)	-	(17.69)	6.1	31.0
大 阪 狭 山 市	-	(12.93)	-	(17.93)	4.0	-
阪 南 市	-	(13.12)	-	(18.12)	5.3	20.2
島 本 町	-	(13.87)	-	(18.87)	6.3	-
豊 能 町	-	(14.94)	-	(19.94)	5.5	-
能 勢 町	-	(15.00)	-	(20.00)	14.7	84.2
忠 岡 町	-	(15.00)	-	(20.00)	5.6	18.0
熊 取 町	-	(13.48)	-	(18.48)	1.3	-
田 尻 町	-	(15.00)	-	(20.00)	3.2	-
岬 町	-	(15.00)	-	(20.00)	11.6	107.0
太 子 町	-	(15.00)	-	(20.00)	4.2	-
河 南 町	-	(15.00)	-	(20.00)	6.9	-
千 早 赤 阪 村	-	(15.00)	-	(20.00)	7.2	-
※ 都 市 計	-		-		2.8	-
町 村 計	-		-		6.0	-
※ 市 町 村 計	-		-		2.9	-
府 計	-		-		2.4	-

※大阪市・堺市を除く

実質公債費比率及び将来負担比率における計は、加重平均である。

- ・実質赤字比率（早期健全化基準）11.25%～15%（財政再生基準）20%
- ・連結実質赤字比率（早期健全化基準）16.25%～20%（財政再生基準）30%
- ・実質公債費比率（早期健全化基準）25%（財政再生基準）35%
- ・将来負担比率（早期健全化基準）350% 政令市は400%

令和５年度決算に基づく資金不足比率

・経営健全化基準：20%（公営競技は0%）

特別会計(事業)名	上水道
大 阪 市	-
堺 市	-
岸和田市	-
豊 中 市	-
池 田 市	-
吹 田 市	-
泉大津市	-
高 槻 市	-
貝 塚 市	-
守 口 市	-
枚 方 市	-
茨 木 市	-
八 尾 市	-
泉佐野市	-
富田林市	-
寝屋川市	-
河内長野市	-
松 原 市	-
大 東 市	-
和 泉 市	-
箕 面 市	-
柏 原 市	-
羽曳野市	-
門 真 市	-
摂 津 市	-
高 石 市	-
東大阪市	-
交 野 市	-
島 本 町	-
能 勢 町	-
大阪広域水道企業	-

特別会計(事業)名	下水道
大 阪 市	-
堺 市	-
岸和田市	-
豊 中 市	-
池 田 市	-
吹 田 市	-
泉大津市	-
高 槻 市	-
貝 塚 市	-
守 口 市	-
枚 方 市	-
茨 木 市	-
八 尾 市	-
泉佐野市	-
富田林市	-
寝屋川市	-
河内長野市	-
松 原 市	-
大 東 市	-
和 泉 市	-
箕 面 市	-
柏 原 市	-
羽曳野市	-
門 真 市	-
摂 津 市	-
高 石 市	-
藤井寺市	-
東大阪市	-
泉 南 市	-
四條畷市	-
交 野 市	-
大阪狭山市	-
阪 南 市	-
島 本 町	-
豊 能 町	-
能 勢 町	-
忠 岡 町	-
熊 取 町	-
田 尻 町	-
岬 町	-
太 子 町	-
河 南 町	-
千早赤阪村	-

(単位:%)

特別会計(事業)名	病 院
岸和田市	-
豊 中 市	-
池 田 市	-
泉大津市	-
貝 塚 市	-
枚 方 市	-
八 尾 市	-
和 泉 市	-
箕 面 市	-
柏 原 市	-
藤井寺市	0.5
阪 南 市	-

特別会計(事業)名	工業用水道
大 阪 市	-
大阪広域水道企業	-

特別会計(事業)名	交 通
高 槻 市	-

特別会計(事業)名	宅 地 造 成
大 阪 市	-

特別会計(事業)名	市 場
大 阪 市	-
	-

特別会計(事業)名	と 畜 場
羽曳野市	-

特別会計(事業)名	ボートレース 事 業
箕 面 市	-
大阪府都市ボートレース企業団	-

※【下水道事業】和泉市(上段)公共下水道事業会計（下段）公共浄化槽事業会計
岬町(上段)下水道事業特別会計（下段）漁業集落排水事業特別会計

※【市場事業】大阪市(上段)中央卸売市場事業会計（下段）食肉市場事業会計

※資金不足額がない場合は、「－」と表示している。